

令和7年4月以降の児童クラブの土曜日開設場所の集約について（ご案内）

日頃より、町児童クラブ事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、このたび児童クラブ職員の継続的な人材確保及び安定的な児童クラブの運営を行うため、令和7年4月から土曜日の開設場所を町内3児童クラブから山倉児童クラブに集約することといたします。

つきましては、利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 児童クラブの土曜日開設場所（令和7年4月から）

変更前：蓮野児童クラブ、山倉児童クラブ、亀代児童クラブ



変更後：山倉児童クラブ（聖籠町大字桃山753番地）

※開設場所集約に伴う開設時間の変更はありません。

以上

お問い合わせ
聖籠町役場子ども教育課
子ども・子育て支援係（内線312）

位置図

